

**基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた  
意識づくり**

- (1) **男女共同参画について男女双方の意識啓発**
- (2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進

**啓発**

**参画・女性活躍**

**基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会づくり**

- (3) 家庭や地域における男女共同参画の推進
- (4) 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- (5) **地域防災における男女共同参画の推進**

**基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和が実現できる  
環境づくり**

- (6) 女性の活躍推進と男性の意識改革
- (7) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (8) 働く場における男女共同参画の推進

**安心・安全（DV）**

**基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会づくり**

- (9) 生涯を通じた心と身体の健康づくりの推進
- (10) 生活に困難を抱えた**あらゆる人**が安心して暮らせる支援**と多様性を尊重**する環境づくり
- (11) ハラスメント等の防止

**基本目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力のない社会づくり**

- (12) DVを許さない意識づくりの推進
- (13) 安心して相談できる体制の整備と被害者支援の充実
- (14) 関係機関の連携・協力

(基本方向1)  
男女共同参画推進の基盤づくり

【重点目標】

- (1) 男女共同参画について男女双方の意識の形成
- (2) 幼少期からの男女共同参画について男女双方の意識の形成

社会的視点

目指す社会

経済的視点

(基本方向2)

安全・安心に暮らすことができる社会づくり

【重点目標】

- (3) 男女間のあらゆる暴力の根絶
- (4) 生涯を通じた男女の健康支援
- (5) 生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と多様性を尊重する環境の整備
- (6) 防災・復興における男女共同参画の推進

(基本方向3)

女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

【重点目標】

- (7) 女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革
- (8) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- (9) 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

第5次男女共同参画基本計画	
<b>I あらゆる分野における女性の参画拡大</b>	
第1分野	政策・方針決定過程への女性の参画拡大
第2分野	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
<b>第3分野 地域における男女共同参画の推進</b>	
第4分野	科学技術・学術における男女共同参画の推進
<b>II 安全・安心な暮らしの実現</b>	
第5分野	女性に対するあらゆる暴力の根絶
第6分野	男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
第7分野	生涯を通じた健康支援
<b>第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進</b>	
<b>III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備</b>	
第9分野	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
第10分野	教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
第11分野	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

第5次佐賀県男女共同参画基本計画		国計画
<b>(基本方向1) 男女共同参画推進の基盤づくり</b>		
重点目標(1)	男女共同参画について男女双方の意識の形成	Ⅲ-第10分野
重点目標(2)	幼少期からの男女共同参画について男女双方の意識の形成	Ⅲ-第10分野
<b>(基本方向2) 安全・安心に暮らすことができる社会づくり</b>		
重点目標(3)	男女間のあらゆる暴力の根絶	Ⅱ-第5分野
重点目標(4)	生涯を通じた男女の健康支援	Ⅱ-第7分野
重点目標(5)	生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と多様性を尊重する環境の整備	Ⅱ-第6分野
重点目標(6)	防災・復興における男女共同参画の推進	Ⅱ-第8分野
<b>(基本方向3) 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり</b>		
重点目標(7)	女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革	I-第3分野
重点目標(8)	政策・方針決定過程への女性の参画の推進	I-第1分野
重点目標(9)	仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり	I-第2分野 Ⅲ-第9分野

第3次小城市男女共同参画プラン	県計画	国計画	第2次小城市男女共同参画プラン	
<b>基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり</b>				
施策の方向(1)	男女共同参画について男女双方の意識啓発	1-(1)	Ⅲ-第10分野	施策の方向(1)男女平等の意識啓発
施策の方向(2)	男女共同参画に関する教育・学習の推進	1-(2)	Ⅲ-第10分野	施策の方向(2)男女共同参画に関する教育・学習の推進
<b>基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会づくり</b>				
施策の方向(3)	家庭や地域における男女共同参画の推進	3-(9)	I-第2分野 Ⅲ-第9分野	施策の方向(1)家庭や地域における男女共同参画の推進
施策の方向(4)	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	3-(8)	I-第1分野	施策の方向(2)政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
<b>施策の方向(5) 地域防災における男女共同参画の推進</b>				
<b>基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり「小城市女性の活躍推進計画」</b>				
施策の方向(6)	女性の活躍推進と男性の意識改革	3-(7)	I-第3分野	施策の方向(1)女性の活躍推進と男性の意識改革
施策の方向(7)	ワーク・ライフ・バランスの推進	3-(9)	I-第2分野 Ⅲ-第9分野	施策の方向(2)ワーク・ライフ・バランスの推進
施策の方向(8)	働く場における男女共同参画の推進	3-(9)	I-第2分野 Ⅲ-第9分野	施策の方向(3)働く場における男女共同参画の推進
<b>基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会づくり</b>				
施策の方向(9)	生涯を通じた心と身体の健康づくりの推進	2-(4)	Ⅱ-第7分野	施策の方向(1)生涯を通じた心と身体の健康づくりの推進
施策の方向(10)	生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と多様性を尊重する環境づくり	2-(5)	Ⅱ-第6分野	施策の方向(2)生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり
施策の方向(11)	ハラスメント等の防止	2-(3)	Ⅱ-第5分野	施策の方向(3)ハラスメント等の防止
<b>基本目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力のない社会づくり「小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画」</b>				
施策の方向(12)	DVを許さない意識づくりの推進	2-(3)	Ⅱ-第5分野	施策の方向(1)DVを許さない意識づくりの推進
施策の方向(13)	安心して相談できる体制の整備と被害者支援の充実	2-(3)	Ⅱ-第5分野	施策の方向(2)安心して相談できる体制の整備と被害者支援の充実
施策の方向(14)	関係機関の連携・協力	2-(3)	Ⅱ-第5分野	施策の方向(3)関係機関の連携・協力